

## ↳ 確定申告書の提出期限の延長

**Q** : 私の父は個人事業を営んでいますが、先日心臓病で入院し、医者診断では最低でも1ヵ月間は退院できないと言われました。事業は父がほとんど一人でやっており、私も母も申告については全くわかりません。このままでは申告期限の3月15日までに提出するのは難しい状況ですが、何かよい方法はないのでしょうか？

**A** : 申告をする者が重病などやむを得ない理由がある場合には、確定申告書の提出期限の延長が認められます。

### 【解説】

税務署長等は、災害その他やむを得ない理由により、申告・申請・請求・届出などが法定の期限までにできないと認められるときはその理由がやんだ日から2月以内に限り、申告等の期限を延長することができるとしています。

この場合の「災害その他やむを得ない理由」とは、次のような事実が該当します。

- ①地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
- ②火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通と絶その他の人為による異常な災害
- ③申告等をする者の重傷病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

したがって、ご質問の場合には③に該当すると思われますので、税務署長に申告期限延長の申請書を提出すれば、延長が認められます。

